

〔 消 防 〕

○ 資料 1 消防団区分編成表

消防署等及び第 1・第 2 分団出動区分編成表

出動種別		出動区域	出動隊員	出動車両	出動要件	摘 要
火	第 1 種 出 動	上川町 全 域	署の当番者	上川指令 大 雪 流 星	火災初期で延焼 の恐れが無い火 災	①出動区域 3 及び 4 への出動は、出張所と協 議して出動する。 ②先着隊長は、必要により第 2 種又は第 3 種 出動を要請する。
	第 2 種 出 動	上川町 全 域	本部の勤務者 署の当番者 非番者の一部	上川指令 大 雪 流 星	①火災の様態が 不明 ②山林、原野等 で小規模火災 車両火災等	①非番者の召集は、電話等の伝達による。 ②出動区域 3 及び 4 への出動は、出張所と協 議して出動する。 ③先着隊長は、必要により第 3 種出動を要請 する。
出 動	第 3 種 出 動	1	全職員 (注 3) 全団員 (注 4)	全 車	延焼拡大の恐れ がある火災	①署長及び団長は、必要により出張所及び第 3 分団の出動を命令する。(出動区域 2 も 同じ) ②署長は、必要により各支署(消防団も含む) に出動を要請する。(出動区域 2、3 及び 4 についても同じ) ③消防長は、必要により北海道広域消防相互 応援協定に基づき応援出動を要請する。 (出動区域 2、3 及び 4 についても同じ)
		2 3 4	職員の一部 (注 3) 団員の一部 (注 4)	北鎮を除 く全車		①出動区域 3 への出動は、出張所と協議して 出動する。 ②出動区域 4 への出動は、出張所長及び第 3 分団長より要請を受けた場合又は署長及 び団長が必要と認めた場合に出動する。 ③職員及び団員の一部は、残留する。
偵察出動		1 2 3	署の当番者	適応する 車両	①火災とまぎわ らしい事態の 覚知 ②その他偵察の 必要のある事 態の覚知	①車両サイレンは、必要に応じて吹鳴する。 ②出動区域 3 への出動は、出張所と協議して 出動する。 ③先着隊長は必要により応援隊を要請する。
警戒活動		1 2 3	署の当番者 非番者の一部	適応する 車両	①危険物の流出 及び危険なガ ス漏洩等の覚 知 ②風水害等の恐 れのある事態 の覚知	①非番者の召集は、電話等の伝達による。 ②車両サイレンは、必要に応じて吹鳴する。 ③出動区域 3 への出動は、出張所と協議して 出動する。 ④先着隊長は必要により応援隊を要請する。

出動種別	出動区域	出動隊員	出動車両	出動要件	摘 要
特命出動	旭川市 鷹栖町	職員の一部 団員の一部	要請され た車両 適応する 車両	①組合内の支署 長及び団長か らの出動要請 による。 ②消防長が出動 の必要がある と認めたとき	①出動は、消防長及び署長の命令による。 ②職員及び団員の召集は、原則として電話等 の伝達による。
応援出動	北海道 全 域	職員の一部 団員の一部	要請され た車両等	組合外の消防本 部等からの出動 要請による。	①出動は、消防長の命令による。 ②詳細は、北海道広域消防相互応援協定マニ ュアル等による。 ③職員及び団員の召集は、原則として電話等 による。
その他の出動	1	全職員 (注3) 全団員 (注4)	適応する 車両	火災以外の災害 等 (注5)	①署長及び団長は、必要により出張所及び第 3分団の出動を命令する (出動区域2についても同じ) ②署長は、必要により各支署(消防団も含む) に出動を要請する。(出動区域2、3及び 4についても同じ) ③消防長は、必要により北海道広域消防相互 応援協定に基づき応援出動を要請する。(出 動区域2、3及び4についても同じ)
	2 3 4	職員の一部 (注3) 団員の一部 (注4)			①出動区域3への出動は、出張所と協議して 出動する。 ②出動区域4への出動は、出張所長及び第3 分団より要請を受けた場合又は署長及び 団長が必要と認めた場合に出動する。 職員及び団員の一部は、残留する。

注1. 出動区域の区分は、別表による。

2. 消防長及び署長は、必要により出動する消防隊の組替え及び増減をする。

3. 職員とは、原則として本部及び署(出張所を除く)の職員とする。

4. 団員とは、原則として第1分団員及び第2分団員とする。

5. 地震(震度4以上と思われる場合に限る)が発生した場合、非番者の職員は自主的に消防署に集
合して出動体制をとること。

6. 出張所及び第3分団の出動は、出張所・第3分団出動区分編成表による。

7. 救急及び救助出動は、別に定める。

出張所及び第3分団出動区分編成表

出動種別		出動区域	出動隊員	出動車両	出動要件	摘 要
火 災 出 動	第1種 出動	3 4	勤務の職員	銀 河	火災初期で延焼 拡大の恐れが無い火災	①出張所のみで覚知及び出動区域3への出動 は、署と協議する。 ②先着隊長は、必要により第2種又は第3種 出動を要請する。
	第2種 出動	3 4	全職員 (注3) 団員の一部 (注4)	銀 河 層雲号	①火災の様態が 不明 ②山林、原野等 で小規模火災 ③車両火災等	①職員及び団員の召集は、原則として電話等 の伝達による。 ②出張所のみで覚知した場合は、出動等につ いて署と協議する。 ③先着隊長は、必要により第3種出動を要請 する。
	第3種 出動	3 4	全職員 (注3) 全団員 (注4)	全 車	延焼拡大の恐れ がある火災	出張所長及び第3分団長は、必要により消 防署及び第1分団並びに第2分団の出動を 要請する。
		1 2	職員の一部 (注3) 団員の一部 (注4)	層雲号		①出動は、署長及び団長の命令による。 ②職員及び団員の一部は、残留する。
偵察出動		3 4	勤務の職員	適応する 車両	①火災とまぎら わしい事態の 覚知 ②その他偵察の 必要のある事 態の覚知	①車両サイレンは、必要に応じて吹鳴する。 ②先着隊長は必要により応援隊を要請する。
警戒出動		3 4	全職員 (注3)	適応する 車両	①危険物の流出 及び危険なガ ス漏洩等の覚 知 ②風水害等の恐 れのある事態 の覚知	①召集は、電話等の伝達による。 ②車両サイレンは、必要に応じて吹鳴する。 ③先着隊長は必要により応援隊を要請する。
特命出動		旭川市 鷹栖町	職員の一部 団員の一部	要請され た車両 適応する 車両	①組合内の支署 長及び団長か らの出動要請 による。 ②消防長が出動 の必要がある と認めたとき	①出動は、消防長及び署長の命令による。 ②職員及び団員の召集は、原則として電話等 の伝達による。
応援出動		北海道 全 域	職員の一部 団員の一部	要請され た車両	組合外の消防本 部等からの出動 要請による。	①出動は、消防長の命令による。 ②詳細は、北海道広域消防相互応援協定マ ニュアル等による。 ③職員及び団員の召集は、原則として電話等 の伝達による。

出動種別	出動区域	出動隊員	出動車両	出動要件	摘 要
その他の出動	3 4	全職員 (注3) 全団員 (注4)	適応する 車両	火災以外の災害 等 (注5)	出張所長及び第3分団長は、必要により消防署及び第1分団並びに第2分団の出動を要請する。
	1 2	職員の一部 (注3) 団員の一部 (注4)			①出動は、署長及び団長の命令による。 ②職員及び団員の一部は、残留する。

注1. 出動区域の区分は、別表による。

2. 出張所長は、必要により出動する消防隊の組替え及び増減をする。

3. 職員とは、原則として出張所の職員とする。

4. 団員とは、原則として第3分団員とする。

5. 地震（震度4以上と思われる場合に限る）が発生した場合、非番者の職員は自主的に出張所に集合し出動体制をとること。

6. 救急及び救助出動は、別に定める。

(別表)

出動区域一覧表

区域番号	町 名
1	東町、新町、北町、花園町、西町、旭町、本町、南町、中央町、川端町、新光町、栄町、共進
2	日東、越路、天幕、中越、上越、東雲、菊水、白川、旭ヶ丘
3	清川
4	層雲峡

〔 災 害 履 歴 〕

○ 資料2 過去の災害の記録

上川町の過去の主な災害

年 月 日	種 別	災 害 状 況	被 害 状 況	
S29. 9. 26	大 風 (台風15号)	北海道を襲った台風15号は瞬間風速35m、常時30mの強風をもって大荒れに荒れて、開町以来未曾有の大被害をもたらした。 (災害救助法適用)	人的被害 住家被害 被住家被害 家屋の小破 農業被害 土木被害 林業被害 公共施設 被害額合計	死者 4名 負傷者 1名 全壊 127戸 半壊 173戸 全壊 187戸 半壊 135戸 716戸 農作物 685ha 開拓用水 70ha 開拓施設 40所 橋梁 2所 民有林 1,000ha 国有林 84,742ha 教育施設 10所 消防施設 2所 医療施設 2所 交通施設 2所 5,131,799千円
S45. 8. 1	大 雨	激しい雷を伴う雨は、午前零時から10時までに 224mmを記録し、上川町開基以来の集中豪雨に見舞われた。 (災害救助法適用)	家屋被害 土木被害 農業被害 衛生施設 教育施設 商工施設 町被害額 道被害額 開発関係被害額 国有林被害額 その他被害額 被害額合額	全壊 8戸 半壊 13戸 一部損壊 20戸 床上浸水 118戸 床下浸水 1,822戸 非住宅 14戸 道路 34所 橋梁 9所 河川 24所 農地 38ha 畑作物 355ha 農業施設 11所 林業 49所 水産 9所 上水道施設 9所 グラブ、ジャンプ 2所 46所 612,010千円 66,765千円 (道路、橋梁、河川、道有林等) 23,000千円 (道路、橋梁、河川) 530,806千円 69,159千円 1,301,740千円

年 月 日	種 別	災 害 状 況	被 害 状 況	
S50. 8.23 ～8.24	大 風 (台風6号)	大型台風6号は記録的な雨量によって、北海道においては石狩川水系の市町村及び道路を中心に未曾有の災害をもたらした。 (町災害対策本部設置)	人的被害 住家被害 農業被害 土木被害 被害額合計	死者 6名 負傷者 2名 全壊 1戸 床上浸水 12戸 床下浸水 3戸 水田流失 0.37ha 水田冠水 5.10ha 道路欠壊 1所 河川欠壊 4所 橋梁流失 1所 89,540千円
S56. 8.3 ～8.6	大 雨	関東の南東海上を北上してきた台風12号は、4日夜半に再び強い雨をもたらし、未曾有の降雨量を記録した。降り続く雨による河川の氾濫のため、層雲峡地区で災害発生に備えて「上川町災害対策本部」を設置した。上川町の総降雨量は市街地区で175mm、層雲峡地区で278mmに達した。 (町災害対策本部設置)	農業被害 土木被害 被害額 (大雪営林署関係) 被害額 (上川営林署関係) 被害額 (旭川土現関係) 被害額 (電報電話局関係) 被害額 (上川電力所関係) 被害額 (開発建設部関係) 被害額 被害額合額	農作物 23.03ha 農業施設 3所 道路関係 8所 河川関係 6所 91,731千円 林道欠壊 18線 作業道欠壊 6線 治山施設 7所 立木被害 690㎡ 1,509,494千円 林道欠壊 2線 治山施設 5所 立木被害 50㎡ 847,745千円 護岸関係 2所 24,956千円 6,000千円 4,000千円 土砂崩れ 17所 路面欠壊 12所 30,000千円 2,513,926千円
S60. 5.24 ～5.25	山 火 事	上川町市街地から東約10kmに位置する国有林内の中越上川事業区で、送電線敷地内の支障木の伐採作業中に誤って送電線を切断し山火事が発生した。このため国有林内の針葉樹・広葉樹等の天然林が延焼し大きな被害をもたらした。 (山火事災害対策本部設置)	林業被害	国有林 29.38ha

年 月 日	種 別	災 害 状 況	被 害 状 況	
S62. 6. 9	岩盤崩落	層雲峡の通称「天城岩」が突然崩れ真下の石狩川を埋め、さらに国道39号を100mに渡って覆う被害が発生した。このがけ崩れで人的・物的に大きな被害をもたらすとともに、層雲峡観光のイメージに大きな影響を与えた。 (町災害対策本部設置)	人的被害 死者 負傷者 物的被害 車 輛 自 転 車 建 設 機 械 等 被害額合計	3名 6名 5台 20台 5台 31,118千円
H 2. 9. 3	大 雨	9月3日、台風15号から変わった低気圧が前線を伴って大気の状態が不安定となり、午後3時頃からところによって雷を伴い、特に午後5時から午後9時ごろにかけては市街地を中心に集中豪雨に見舞われ、民家では床上、床下浸水などが相つぎ、農作物などにも被害が発生した。降り始めからの総雨量は137mmに達し1時間当りの雨量は34mmと短時間に強い雨が降った。 (町災害対策本部設置)	住家被害 土木被害 農業被害 被害額合計	床上浸水 10戸 床下浸水 99戸 町道砂利流失のり面の崩れ 12所 水田冠水 25.5 a 水田倒伏 17.3 a 畑冠水 71.0 a 畑作倒状(そば) 45.5ha 64,862千円
H16. 9. 8	暴 風	9月7日夜遅くから8日夜にかけて台風18号が北海道の日本海側を通過した。町内では8日10:30頃より町内の広範囲にわたって停電が発生、倒木による国道の通行止めが相次ぎ民家では人的、物的被害が相次ぎ、農作物などにも被害が発生した。 (町災害対策本部設置)	人的被害 住家被害 非住家被害 土木被害 農業被害 水産被害 林業被害 商工被害 被害額合計	負傷者 2名 一部破損 68戸 全壊 15戸 半壊 1戸 一部破損 106戸 落石 2箇所 水田倒伏 263ha 畑作倒状 102ha 営農施設 135件 その他 1件 倒木被害 45ha 林道被害 4箇所 商工施設等 36箇所 79,416千円

〔 災害危険箇所 〕

○資料3 重要水防箇所

重要水防箇所

(平成26年度未現在)

図面 番号	危険区域						予想される被害				整備計画		重要度	
	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (K.m)	危険区域延長 (m)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他	実施機関		概 要
1	上川 町	越路築堤	石狩川上流	石狩川	193.00 ～ 193.60	右岸720	堤防高 堤防断面					開発局	計画検討中	A
2	上川 町	越路築堤	石狩川上流	石狩川	194.20 ～ 195.60	右岸1,130	堤防高					開発局	計画検討中	A
3	上川 町	共進築堤	石狩川上流	石狩川	196.80 ～ 199.80	右岸3,080	堤防高 堤防断面					開発局	計画検討中	A
4	上川 町	越路築堤	石狩川上流	石狩川	193.80 ～ 194.00	右岸200	堤防高					開発局	計画検討中	B
5	上川 町	共進築堤	石狩川上流	石狩川	202.00 ～ 202.80	右岸800	堤防高 堤防断面					開発局	計画検討中	B
6	上川 町	菊水	石狩川上流	石狩川	201.40 ～ 201.50	右岸190	水衝・洗掘					開発局	計画検討中	B
7	上川 町	越路	石狩川上流	石狩川	195.00 ～ 195.10	右岸150	水衝・洗掘					開発局	計画検討中	B
8	上川 町	寿見江橋	石狩川上流	石狩川	193.10		工作物					開発局	計画検討中	B
9	上川 町	越路橋	石狩川上流	石狩川	195.54		工作物					開発局	計画検討中	A
10	上川 町	第六石狩川橋梁	石狩川上流	石狩川	197.37		工作物					開発局	計画検討中	A
11	上川 町	上川大橋	石狩川上流	石狩川	197.41		工作物					開発局	計画検討中	B
12	上川 町	菊水菅	石狩川上流	石狩川	200.59		工作物					開発局	計画検討中	B

○資料4 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所

(平成19年度未現在)

図面 番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	市町村名	地区名	場所	危険区域 面積(ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定 番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
01	上川町	越路	上川越路	2											道(建設部)	計画なし
02	上川町	越路	上川越路2	2											道(建設部)	計画なし
03	上川町	越路	上川越路3	2											道(建設部)	計画なし
04	上川町	層雲峡	上川層雲峡1	2											道(建設部)	計画なし
05	上川町	層雲峡	上川層雲峡2	4											道(建設部)	計画なし
06	上川町	層雲峡	上川層雲峡3	4											道(建設部)	計画なし
07	上川町	層雲峡	上川層雲峡4	2											道(建設部)	計画なし
08	上川町	層雲峡	上川層雲峡5	2											道(建設部)	計画なし
09	上川町	層雲峡	上川層雲峡6	1											道(建設部)	計画なし
10	上川町	層雲峡	上川層雲峡7	1											道(建設部)	計画なし
11	上川町	層雲峡	上川層雲峡8	2											道(建設部)	計画なし
12	上川町	層雲峡	上川層雲峡9	2											道(建設部)	計画なし
13	上川町	層雲峡	上川層雲峡10	2											道(建設部)	計画なし
14	上川町	層雲峡	上川層雲峡11	1											道(建設部)	計画なし
15	上川町	層雲峡	上川層雲峡12	2											道(建設部)	計画なし
16	上川町	層雲峡	上川層雲峡13	7											道(建設部)	計画なし
17	上川町	層雲峡	上川層雲峡14	2											道(建設部)	計画なし
18	上川町	層雲峡	上川層雲峡15	1											道(建設部)	計画なし
19	上川町	層雲峡	上川層雲峡16	1											道(建設部)	計画なし
20	上川町	層雲峡	上川層雲峡17	1											道(建設部)	計画なし
21	上川町	層雲峡	上川層雲峡18	1											道(建設部)	計画なし
22	上川町	層雲峡	上川層雲峡19	2											道(建設部)	計画なし
23	上川町	層雲峡	上川層雲峡20	2											道(建設部)	計画なし
24	上川町	層雲峡	上川層雲峡21	2											道(建設部)	計画なし
25	上川町	東雲	上川東雲	2											道(建設部)	計画なし
26	上川町	日東	上川日東1	1											道(建設部)	計画なし
27	上川町	日東	上川日東2	1											道(建設部)	計画なし
28	上川町	清川	上川清川	1											道(建設部)	計画なし

○資料5 土石流危険渓流

土石流危険渓流

(平成26年度末現在)

図面 番号	危険区域の現況								予想される被害				整備計画		
	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況		砂防指定地指 定番号・年月 日	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
							溪流長 (km)	面積(ha)							
154	上川町	越路	石狩川		二十七線一の 沢川	II41-0220								開発局	計画なし
155	上川町	東雲	石狩川	安足間川	先登橋下流の 沢	IO2	1.78	234			公民館1	道道3109 号		開発局	計画なし
156	上川町	愛山溪温泉	石狩川	安足間川	愛山溪温泉の 沢	IO3	0.15	29			旅館2	道道3109 号		開発局	計画なし
157	上川町	菊水	石狩川	パンケフェマ ナイ川	大矢沢	IO4	2.00	164			大雪漁業生 産組合1			開発局 道(水産林務部)	S62~ H10実施
158	上川町	東町	石狩川	石狩川	無名沢1	IO5	0.23	8	36			道道3640 号		開発局	計画なし
159	上川町	東町	石狩川	石狩川	ナカヤマ沢川	IO6	1.43	88	61			道道3640 号	JR石北 本線	開発局	計画なし
160	上川町	菊水	石狩川	石狩川	第4会館前の 沢	IO7	2.18	149			公民館1	道道3640 号		開発局	計画なし
161	上川町	清川	石狩川	石狩川	メノコ川	IO8	2.38	200			公民館1	国道39号		開発局	計画検討中
162	上川町	青少年旅行村	石狩川	石狩川	無名沢2	IO9	0.45	40			青少年旅行 村1			開発局	計画なし
163	上川町	青少年旅行村	石狩川	石狩川	リクマンベツ 川	II10	8.55	1168			青少年旅行 村1	国道39号		開発局	H18~21 実施中
164	上川町	層雲峡	石狩川	石狩川	層雲峡小学校 の沢	II11	0.30	19	74		小学校1 旅館1	国道39号		開発局	計画検討中
165	上川町	層雲峡	石狩川	石狩川	黒岳沢川	II12	4.05	564	建設第1814号 S38.11.8 建設第1224号 S62.6.11	69	バス停留場1 0-7-1(駅1 郵便局1 警察1、旅館6 コンビニエンス	国道39号		開発局 林野庁	一部実施 S28~H7実施
166	上川町	層雲峡	石狩川	石狩川	赤石川	II13	9.00	870			旅館1	国道38号		開発局	計画検討中
167	上川町	層雲峡	石狩川	石狩川	治山事業所の 沢	II14	2.95	198			旅館1	国道39号		開発局	計画なし
168	上川町	大雪高原温泉	石狩川	ヤンベタツ 川	無名沢4	II15	0.95	40			旅館1 ヒグマ情報 センター1			開発局	計画なし
169	上川町	大雪高原温泉	石狩川	ヤンベタツ 川	無名沢5	II16	0.75	45			旅館1 ヒグマ情報 センター1			開発局	計画なし
170	上川町	東雲	石狩川	安足間川	直部沢	II02	1.75	160	2			国道39号	JR石北 本線	開発局	計画なし
171	上川町	東雲	石狩川	安足間川	農家の沢	II03	0.40	35	1			道道3109 号		開発局 道(水産林 務部)	計画検討中
172	上川町	東雲	石狩川	石狩川	北原沢	II04	1.13	50	3			農道		開発局 道(水産林 務部)	計画検討中
173	上川町	共進	石狩川	石狩川	共進の沢	II05	0.53	26	1				JR石北 本線	開発局	計画なし
174	上川町	共進	石狩川	石狩川	無名の沢9	II06	0.30	19				道道3640 号	JR石北 本線	開発局	計画なし
176	上川町	菊水	石狩川	石狩川	無名の沢10	II07	0.50	10	1					開発局	計画なし
177	上川町	菊水	石狩川	石狩川	菊水の沢	II08	0.23	11	2					開発局	計画なし
178	上川町	菊水	石狩川	石狩川	菊水林道の沢	II10	0.93	156	1					開発局	計画なし

土石流危険渓流

(平成26年度末現在)

図面 番号	危険区域の現況								予想される被害				整備計画		
	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況		砂防指定地 指定番号・年月 日	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
							溪流長 (km)	面積(ha)							
180	上川町	清川	石狩川	石狩川	牧場裏の沢	Ⅱ11	0.50	16		1		国道38号		開発局	計画なし
181	上川町	清川	石狩川	石狩川	松山沢川	Ⅱ12	2.15	290		2			JR石北 本線	開発局	計画なし
182	上川町	清川	石狩川	石狩川	桂沢支溪	Ⅱ13	0.50	14		1		国道39号		開発局	計画なし
183	上川町	清川	石狩川	石狩川	桂沢	Ⅱ14	0.93	48		1		国道39号		開発局	計画なし
184	上川町	清川	石狩川	石狩川	トキミ川	Ⅱ15	1.15	88		1		国道39号		開発局	計画なし
185	上川町	清川	石狩川	石狩川	ニセイテシオ マップ川	Ⅱ16	4.75	1068		1		国道39号		開発局	計画検討中
186	上川町	層雲峡	石狩川	赤石川	旧日赤病院裏 の沢1	Ⅱ17	0.25	3		3				開発局	計画検討中
187	上川町	層雲峡	石狩川	赤石川	旧日赤病院裏 の沢2	Ⅱ18	0.42	14		3				開発局	計画検討中
175	上川町	共進	石狩川	石狩川	不動の沢	JO1		19						開発局	計画なし
179	上川町	白川	石狩川	石狩川	大雪橋の沢	JO2	2.50	164				魚養場		開発局	計画なし

○資料6 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所

(平成26年度末現在)

図面 番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	市町村名	地区名	場所	危険区域 面積(ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定 番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
O1	上川町	菊水	菊水	43	2		町道								道 (水産林務部) (建設部)	建設部計画 なし
O2	上川町	中越	中越	64	5	JR 中越駅	国道	JR							道(建設部)	計画なし
O3	上川町	越路	江差牛山	164	12		道道 道								道(建設部)	計画なし

○資料7 土砂災害警戒区域一覧

番号	現象名	区域の名称	図記号	区域の場所	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
1	急傾斜地の崩壊	上川越路2	急001	妙岩寺裏	平成24年11月30日	○	○
2	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡2	急004	層雲峡団地裏	平成21年3月24日	○	○
3	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡3	急005	ホテル層雲裏	平成21年3月24日	○	○
4	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡4	急006	旧消防層雲峡出張所裏	平成21年3月24日	○	○
5	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡5	急007	層雲峡観光ホテル前(国道側)	平成21年3月24日	○	○
6	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡6	急008	層雲峡観光ホテル裏	平成21年3月24日	○	○
7	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡7	急009	マウントビューホテル奥側	平成21年3月24日	○	○
8	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡8	急010	層雲峡市街地(銀泉閣裏～ペンション銀河裏)	平成21年3月24日	○	○
9	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡9	急011	層雲峡写真ミュージアム裏	平成22年3月30日	○	○
10	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡10	急012	黒岳ロープウェイ層雲峡駅付近	平成21年3月24日	○	○
11	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡11	急013	層雲峡郵便局裏	平成21年3月24日	○	○
12	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡12	急014	層雲峡園地前(国道側)	平成21年3月24日	○	○
13	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡13	急015	ホテル大雪裏	平成19年3月30日	○	○
14	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡14	急016	層雲閣グランドホテル裏	平成21年3月24日	○	○
15	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡15	急017	層雲峡ユースホステル裏手	平成21年3月24日	○	○
16	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡16	急018	層雲閣グランドホテル横(石狩川河川敷)	平成21年3月24日	○	○
17	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡17	急019	層雲峡紅葉団地裏手	平成21年3月24日	○	○
18	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡18	急020	旧日赤診療所付近	平成21年3月24日	○	○
19	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡19	急021	旧桂月荘裏	平成21年3月24日	○	○
20	急傾斜地の崩壊	上川層雲峡21	急022	大雪道路情報ターミナル裏	平成26年1月17日	○	○
21	土石流	層雲峡小学校の沢(右の沢)	土011	旧層雲峡小学校グランド横～層雲峡観光ホテル裏山	平成19年3月30日	○	○
22	土石流	層雲峡小学校の沢(左の沢)	土011	層雲峡写真ミュージアム裏～市街地方面	平成19年3月30日	○	○
23	急傾斜地の崩壊	上川東雲	急023	清野房蔵氏裏山	平成27年3月10日	○	○
24	急傾斜地の崩壊	上川日東2	急026	福土義晴宅～サンアース大雪裏手	平成27年3月10日	○	○



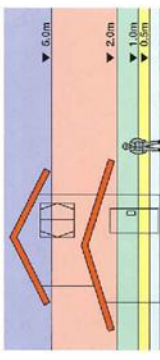
洪水ハザードマップⅡ [全体図]

この地図の見方

1 自分の家はどんなの？

洪水ハザードマップには、大雨で河川から水があふれた時に予想される水深を色別で表示しています。水深の目安は以下の通りです。どの程度浸水するか確認してください。

浸水深	浸水の目安
5.0m以上	2階の軒下以上が浸水する程度
5.0m未満	2階の軒下まで浸水する程度
2.0m未満	1階の軒下まで浸水する程度
1.0m未満	大人の腰までつかかる程度
0.5m未満	大人の膝までつかかる程度



2 あなたの避難所はどこ？

自分の家の避難所を確認して、避難所までの避難経路を記入してみてください。この地図で表示している避難区域、および避難所は以下の通りです。

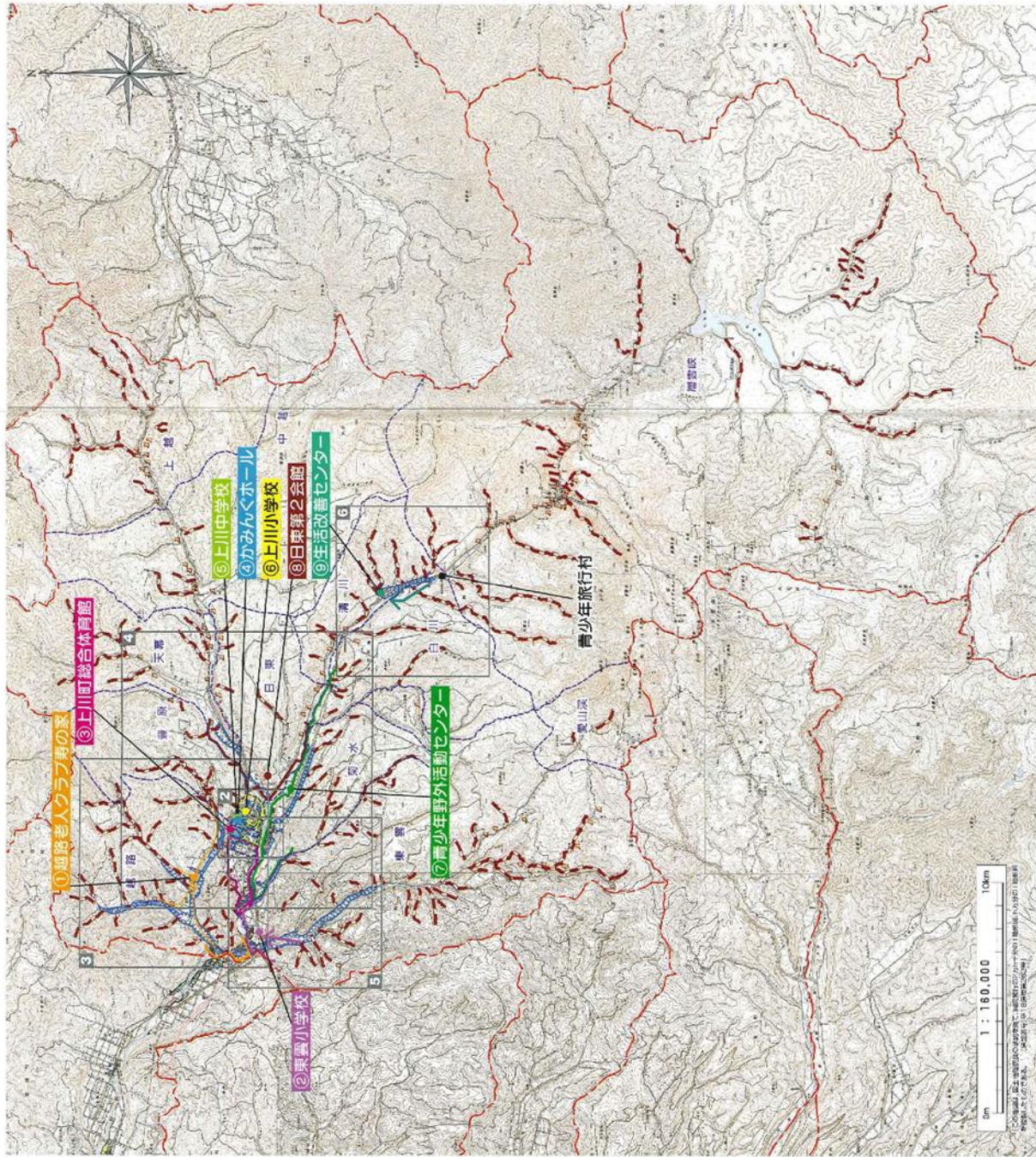
避難対象地区	避難所
緑線、緑区	① 高齢者クラブ身の家
紫線、東郷	② 東郷小学校
西線、米町 共通	③ 上川町総合体育館
新南、北町 花畑町	④ かみんぐホール
中央町、南町	⑤ 上川中学校
新南、川津町	⑥ 上川小学校
本町、相町 東町	⑦ 青少年野外活動センター
菊水、白川	⑧ 日東第2会館
日東、天橋	⑨ 生活改善センター
清川	● その他の避難所

3 危険情報

浸水深がある範囲や土砂災害の恐れのある区域を明示しています。



4 その他

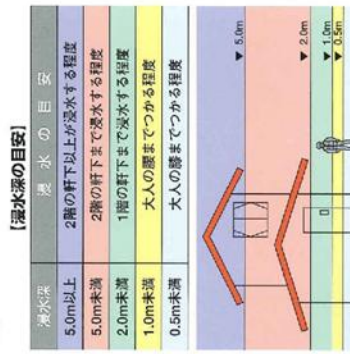


洪水ハザードマップ② [市街地周辺]

この地図の見方

1 自分の家はどうか？

洪水ハザードマップには、大雨で河川から水があふれた際に予想される水深を色別で表示しています。水深の目安は以下の通りです。どの程度浸水するか確認してください。



2 あなたの避難所はどこ？

自分の家の避難所を確認して、避難所までの避難路を記入していきましょう。この地図で表示している避難区域、および避難所は以下の通りです。

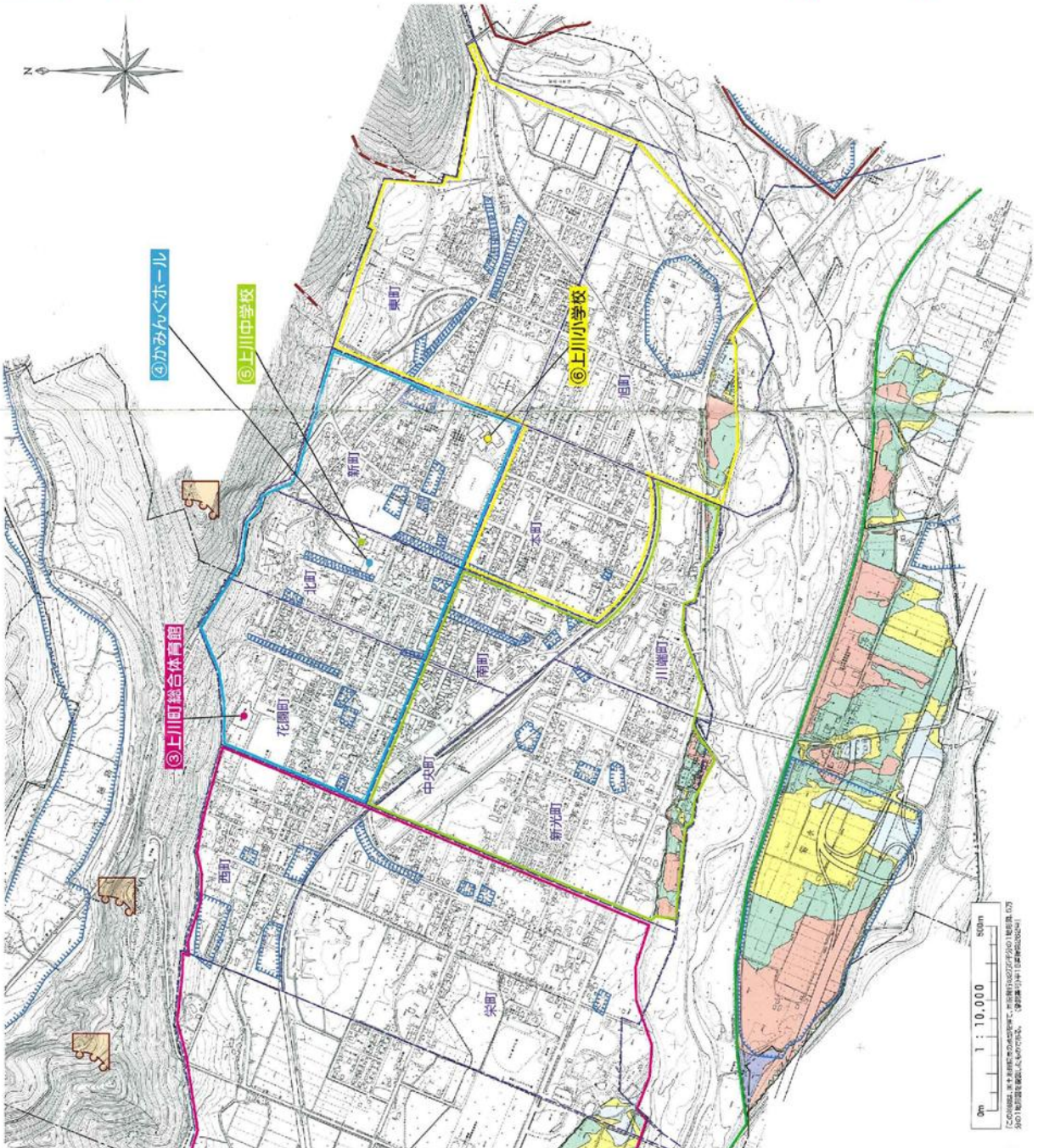
避難区域	避難所
西町、栄町 共通	③ 上川町総合体育館
新町、北町 花岡町	④ かみんぐホール
中央町、南町 新光町、川瀬町	⑤ 上川中学校
本町、相町 栄町	⑥ 上川小学校

3 危険情報

浸水区域のある範囲や土砂災害の恐れのある区域を明示しています。



4 その他



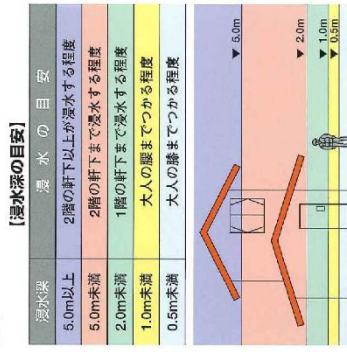
©2018 国土交通省 国土院 国土情報センター 国土情報センター 国土情報センター
 国土院 国土情報センター 国土情報センター 国土情報センター

洪水ハザードマップ ③ [越路、豊原、共進、市街地周辺地区]

この地図の見方

1 自分の家はどうか？

洪水ハザードマップには、大雨で河川から水があふれた時に予想される水深を色別で表示しています。水深の目安は以下の通りです。この程度浸水するが確認してください。



2 あなたの避難所はどこ？

自分の家の避難所を確認して、避難所までの避難経路を記入してみましょう。この地図で表示している避難区域、および避難所は以下の通りです。

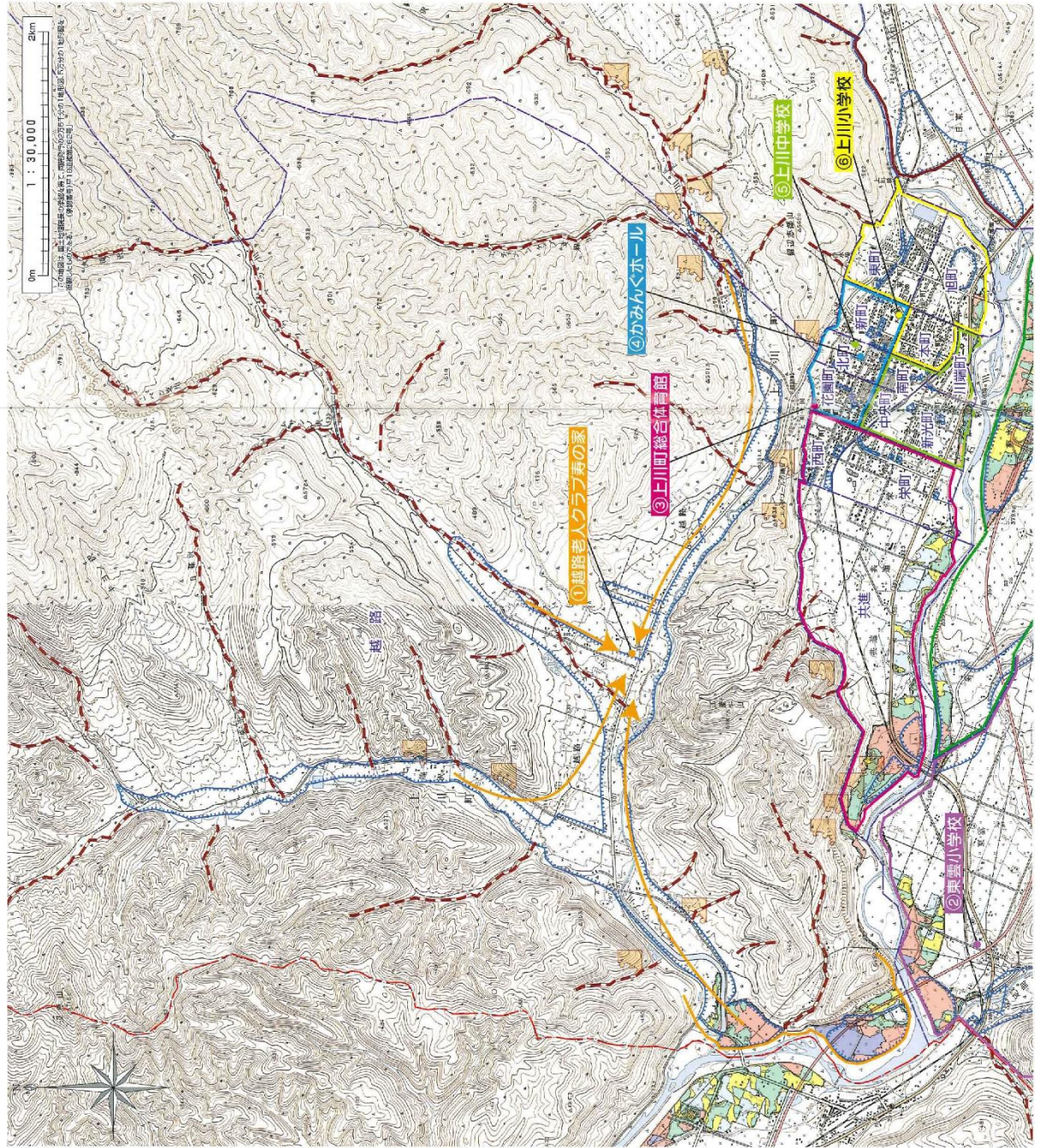
避難対象地区	避難所
越路、豊原	① 越路老人クラブの家
西町、栄町、共進	② 上川町総合体育館
新町、北町、花畑町	④ かみんぐホール
中畑町、新町、新光町、川端町	⑤ 上川中学校
本町、旭町、泉町	⑥ 上川小学校

3 危険情報

浸水経路のある範囲や土砂災害の恐れのある区域を明示しています。



4 その他



洪水ハザードマップ 4

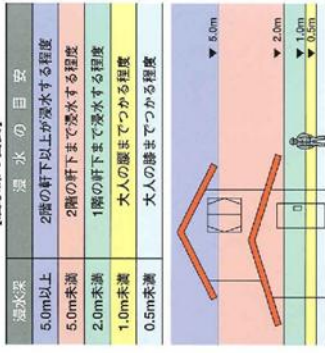
[市街地周辺、共進、菊水・白川、日東・天幕地区]

この地区の見方

1 自分の家はどなるの？

洪水ハザードマップには、大雨で河川から水があふれた時に予想される水深を色別で表示しています。水深の目安は以下の通りです。どの程度浸水するか確認してください。

[浸水深の目安]



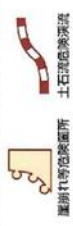
2 あなたの避難所はどこ？

自分の家の避難所を確認して、避難所までの避難経路を記入してみてください。この地図に表示している避難区域、および避難所は以下の通りです。

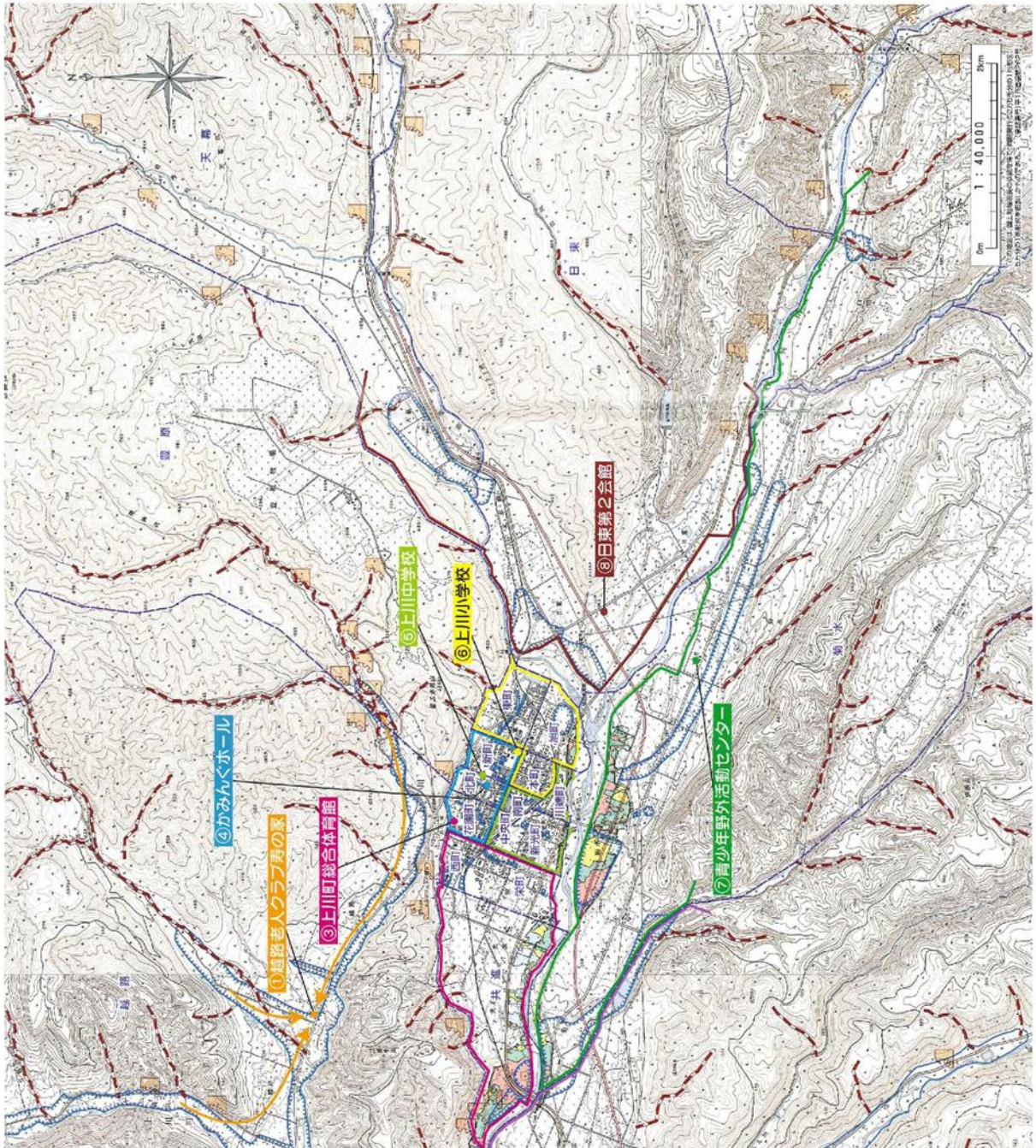
避難対象地区	避難所
経路、電源 共進	① 越後老人クラブ馬の家
新町、北町 花園町	③ 上川町総合体育館
中央町、新町 新光町、川崎町	④ かみんくホール
本町、新町 家町	⑤ 上川中学校
菊水、白川	⑥ 上川小学校
日東、天幕	⑦ 青少年野外活動センター
	⑧ 日東第2会館

3 危険情報

浸水浸線のある新田や上野炊事場の恐れのある区域を図示しています。



4 その他



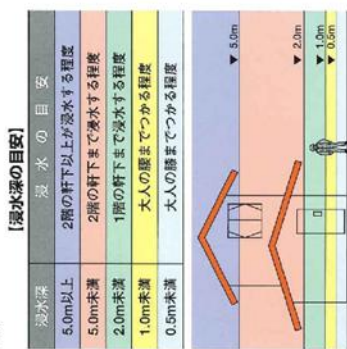
洪水ハザードマップ ⑤

[東雲地区]

この地区の見方

1 自分の家はどうか？

洪水ハザードマップには、大雨で河川から水があふれた時に予想される水深を別で表示しています。水深の目安は以下の通りです。どの程度浸水するか確認してください。



2 あなたの避難所はどこ？

自分の家の避難所を確認して、避難所までの避難路を記入してみてください。この地図で表示している避難区域、および避難所は以下の通りです。

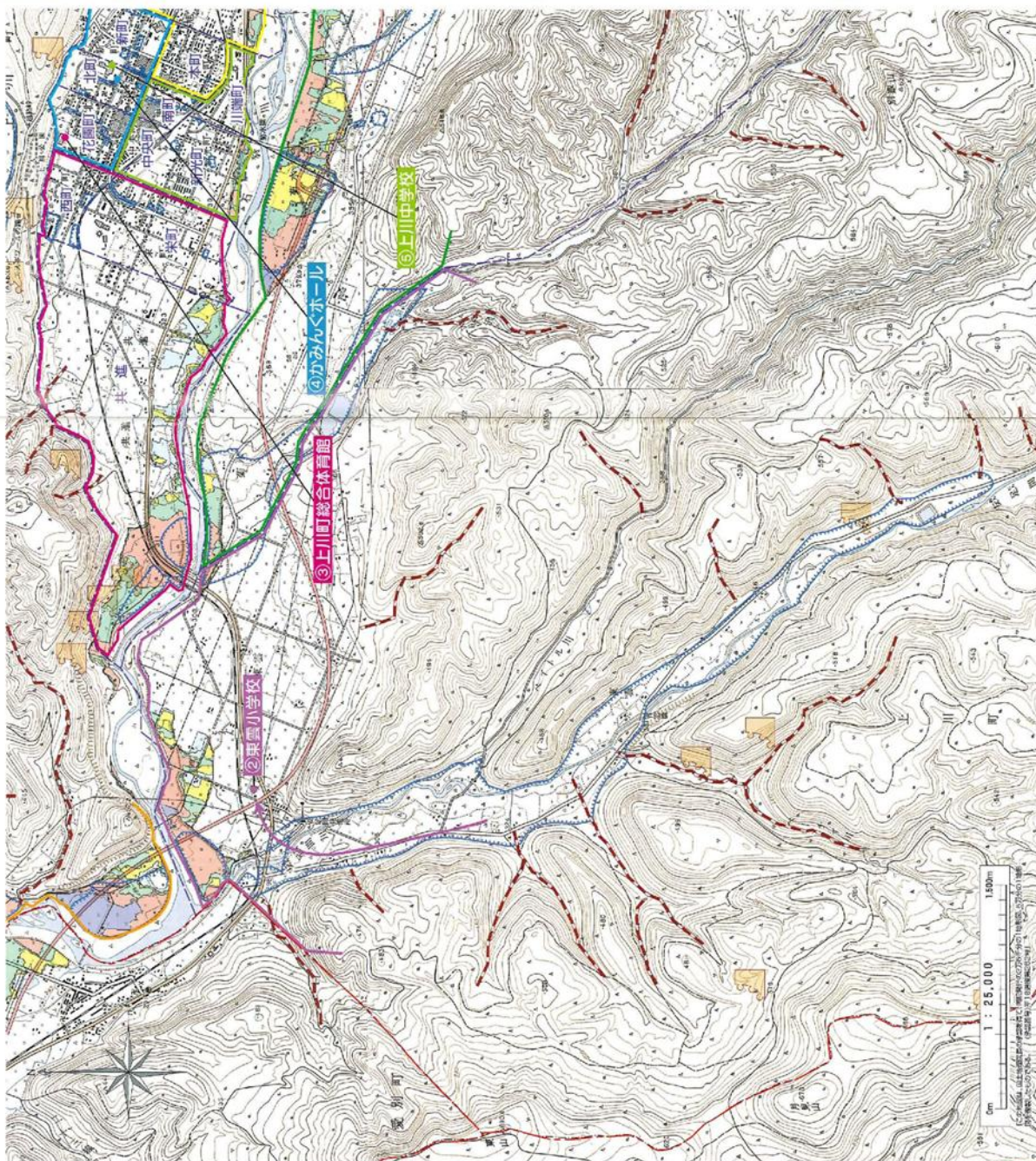


3 危険情報

浸水経験のある範囲や土砂災害の恐れのある区域を図示しています。



4 その他



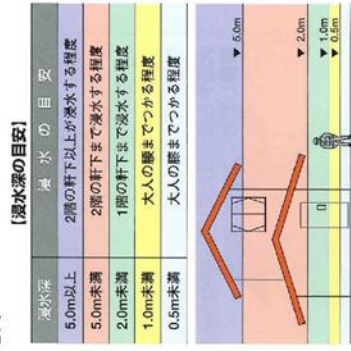
洪水ハザードマップ ⑥

【清川地区】

この地図の見方

1 自分の家はどのくらい？

洪水ハザードマップには、大雨で河川から水があふれた時に予想される水深を色別で表示しています。水深の目安は以下の通りです。どの程度浸水するか確認してください。



2 あなたの避難所はどこ？

自分の家の避難所を確認して、避難所までの避難経路を記入してきましょう。この地図で表示している避難区域、および避難所は以下の通りです。



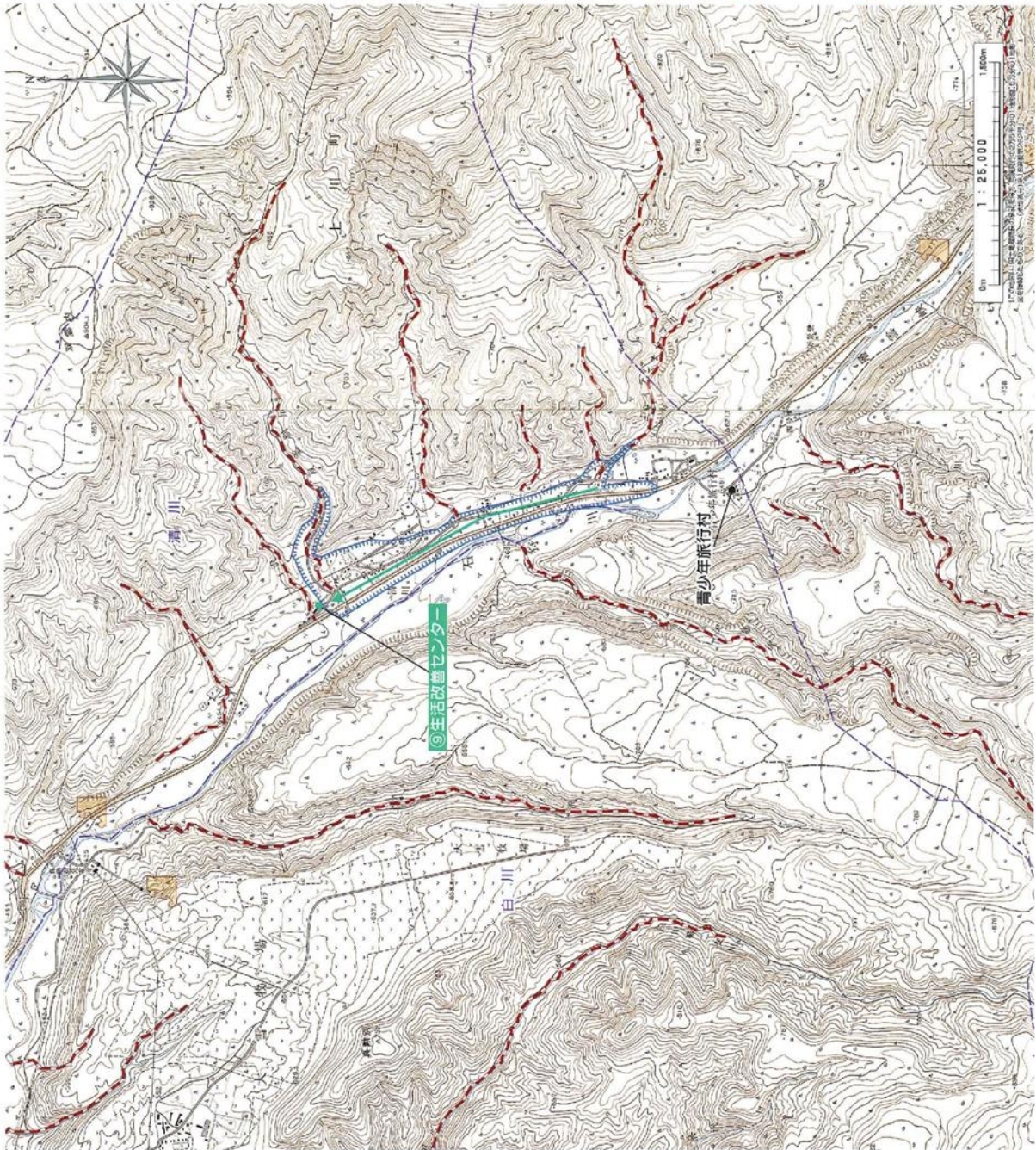
清川地区のうち、陸万については、浸水する恐れがあった場合には、「青少年旅行村」へ避難してください。

3 危険情報

浸水深のある範囲や土砂災害の恐れのある区域を表示しています。



4 その他



もしもの水害にそなえて

すいがい

Flood hazard map

非常持ち出し品の事前準備を



避難するときの荷物は必要最低限とし、事前に準備しておきましょう。

大雨や台風に備えて、家のまわりを点検・整備しておく



家のまわりに散らばっているものは、雨どいなどはちゃんと掃除しておきましょう。また、家の前の排水溝が詰まっていれば早急な対応が必要です。

避難所や避難路を確認しておく



この地図には、洪水時に避難する場所が示されています。自分の地区の避難所はどこなのか、そこへ安全に行くためにほどう行けばいいのかを確認しておきましょう。

一人暮らしのお年寄りなどには気配りを



自分の家族や住まいだけでなく、地域全体にも目を向けましょう。特に、一人暮らしのお年寄りや病気の人は、おたんの気配りが必要です。

いろいろなはん濫

外水はん濫



大雨が降ると川の水位が上がり、堤防が壊れるなどして、大量の水が町や農地などにあふれ出し、はん濫します。

内水はん濫



大雨が降ると川の水があふれ、低地帯では排水されずに水溜りなどがあふれ、はん濫します。

その他のはん濫



大雨が降ったとき、道路の側溝が詰まったり、道路の底がくぼっているところに水がたまったりしても、はん濫おこります。

もしも水害に見舞われたら

すいがい

Flood hazard map

正確な情報収集と自主的避難を



ラジオ・テレビで最新の気象情報、災害情報、避難情報に注意しましょう。雨の降り方や洪水の状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

避難の呼びかけに注意を



危険が迫ったときには、後方から避難の呼びかけが来る可能性があります。呼びかけがあった場合には、速やかに避難してください。

避難する前に



避難する前に、電気、ガスなどの火元を消し、漏洩警報を確認しましょう。また、親戚や知人などに避難する旨を連絡しておきましょう。

速やかに避難しましょう



避難指示などは、危険が迫ったときに出されますので、速やかに避難しましょう。避難の際には警察などの指示に従いましょう。

お年寄りなどの避難に協力を



お年寄りや子供、病気の人は、早めの準備が必要です。近所のお年寄りや子供、病気の人は、早めの準備に協力しましょう。

段差、溝に注意しましょう



避難にはむきだけ高い道路を選び、浸水箇所があった場合は、溝や木箱に十分注意しましょう。また、けり溝などは土砂災害に注意しましょう。

車での避難は控えて



自動車での避難は緊急車両の通行の妨げや駐車場スペースの問題等がありますので、私道された地区以外は特別の場合を除きやめましょう。

堤防に車を放置しない



水防活動の妨げになりますので、自動車や堤防に放置しないようにしましょう。

洪水はん濫の恐れがあるとき

上川町から、避難に関する呼びかけがあります。

洪水による被害の発生が予想される時は、その状況に応じて、町から避難勧告、避難指示が出されます。

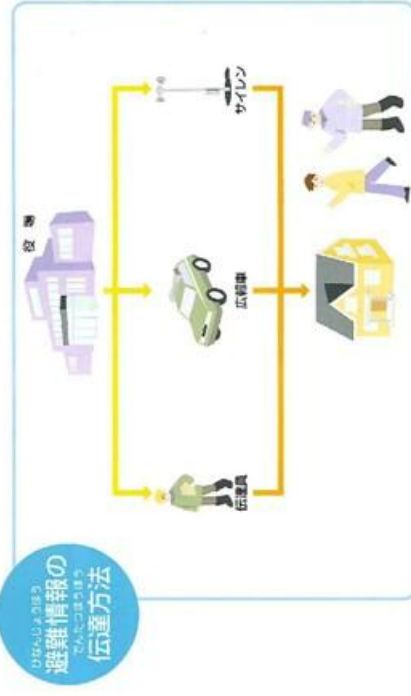
これらの情報は伝達員や広報車、サイレンなどによって町民の皆さんに伝えられますので、町からの呼びかけに注意しましょう。

【洪水時の避難行動】

避難指示などの意味	町からの呼びかけ内容	とるべき行動
① 避難準備	_____	気象情報により、大雨・洪水警報が発令されたら、避難の準備をしましょう。
② 避難勧告	〇〇地区のみならず、□□川の堤防が決壊する恐れがありますので、避難をはじめてください。	お互いに助け合って、指定された避難所に速やかに避難を始めましょう。
③ 避難指示	〇〇地区のみならず、□□川の堤防が△△で決壊する危険があります。さらに、〇〇小 학교に避難をしてください。	指定された避難所に速やかに避難しましょう。

避難に関する情報の入手方法

町からの呼びかけは、下図のように出されますので、これらに注意して速やかな避難行動がとれるように心がけてください。



水害時の避難所

洪水ハザードマップ避難所

洪水ハザードマップは、石狩川の浸水想定区域と過去の浸水実績を踏まえて、各地の避難所を示したものです。

避難対象地区	避難所名	電話番号 (市外局番01658)
越路	越路老人クラブ寿の家	—
豊原	東豊小学校	—
西町	上川町総合体育館	2-1140
栄町	かみんぐホール	2-2371
共進	—	—
新町	上川中学校	2-1448
北町	—	—
花瀬町	上川小学校	2-1429
中央町	—	—
南町	—	—
新光町	—	—
新川町	—	—
本町	—	—
旭町	—	—
東町	—	—
菊水	青少年野外活動センター	2-1617
白川	—	—
日東	日東第2会館	—
天輪	生活改善センター	—
清川	—	—

※避難後に安否確認や支援活動を行う場合がありますので、なるべく早くもまった避難所に避難するよう心がけてください。

外出等で水害の恐れがあった場合は、お近くの避難所に避難してください。

水災時に使用できるその他の避難所

清川地区のうち、陸方については、浸水する恐れがあった場合には、「青少年旅行村」へ避難してください。

避難対象地区	避難所名	電話番号 (市外局番01658)
清川・陸方	青少年旅行村	5-3368
主な医療施設	名所	電話番号 (市外局番01658)
上川町立病院	花園町175	2-1231
井村医院	北町	2-1424

わが家の防災メモ

Flodhazard map

わが家の避難所

家族の名まえ	生年月日	血液型	居住歴	連絡先 (学校・会社)
	年月日	型		
	年月日	型		
	年月日	型		
	年月日	型		
	年月日	型		
	年月日	型		

緊急連絡先

機関名	所在地	電話番号 (市外局番01658)
上川町役場	南町	2-1211
上川中部消防組合	北町	2-1040
旭川東警察署上川交番	北町	2-1068

非常持ち出し品リスト

品目	

お問い合わせ先 上川町役場企画総務課 01658-2-1211

〔 避 難 場 所 〕

○ 資料 9 指定緊急避難場所

指 定 緊 急 避 難 場 所

避 難 場 所	所在地	面積 (㎡)	管 理 者	避 難 対 象 地 区
駅 前 広 場	中央町	2, 0 0 0	上川駅長	中央町
南 町 公 園	南 町	3, 9 0 0	町 長	南町・川端町
旭 町 公 園	旭 町	3, 2 0 0	〃	旭町
東 町 公 園	東 町	1, 8 0 0	〃	東町
山 の 下 公 園	〃	2, 8 0 0	〃	東町
上川高等学校グラウンド	〃	2 2, 3 0 0	学 校 長	東町
新 町 公 園	新 町	2, 5 0 0	町 長	新町
上川小学校グラウンド	〃	1 1, 3 0 0	学 校 長	新町・本町
上川中学校グラウンド	北 町	2 1, 8 0 0	〃	北町
花 園 公 園	花園町	9 0 0	町 長	花園町
総 合 グ ラ ウ ン ド	〃	2 8, 7 0 0	教 育 長	花園町
西 町 公 園	西 町	3, 0 0 0	町 長	西町
栄 町 公 園	栄 町	2, 1 0 0	〃	栄町
上 川 町 営 球 場	〃	2 9, 4 0 0	教 育 長	栄町・新光町
つ つ じ 公 園	新光町	1, 7 0 0	町 長	新光町
み ず ほ 公 園	共 進	1, 7 0 0	〃	共進
旧東雲小学校グラウンド	東 雲	5, 0 0 0	町 長	東雲
青少年野外活動センター	菊 水	1 5, 1 0 0	教 育 長	菊水・白川
旧越路小学校グラウンド	越 路	9, 9 0 0	町 長	越路
旧清川小学校グラウンド	清 川	8, 2 0 0	〃	清川
層雲峡中央プロムナード広場	層雲峡	8, 7 0 0	〃	層雲峡

○ 資料 10 避難収容施設

避難収容施設

避難施設名	所在地	電話番号	収容人員	管理者	避難対象地区
上川小学校	新町	2-1429	1,500	学校長	本町・新町
上川中学校	北町	2-1448	1,200	〃	中央町・南町・北町
上川高等学校	東町	2-1469	1,000	〃	旭町・東町
かみんぐホール	北町	2-2371	800	教育長	北町・新町・花園町
上川町福祉会館	本町	2-4022	600	町長	新光町・川端町
上川総合体育館	花園町	2-1140	800	教育長	花園町・西町・栄町・共進
旧東雲小学校	東雲		200	町長	東雲
青少年野外活動センター	菊水	2-1617	200	教育長	菊水・白川
越路老人クラブ 寿の家	越路	—	120	町長	越路
日東第2会館	日東	—	80	〃	日東・天幕
青少年旅行村	清川	5-3368	100	〃	清川
層雲峡小学校	層雲峡	5-3415	900	学校長	層雲峡
層雲峡観光総合 コミュニティセンター	層雲峡	5-3333	200	副町長	層雲峡

[通信・輸送]

○ 資料 11 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 12 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 13 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道防災救急ヘリコプター運航要綱第8条・北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部防災消防課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。

この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡した後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係支庁にその旨を連絡するものとする。

なお、防災救急ヘリコプターが運航する場合にあつては、所轄警察署へその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係支庁にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、ヘリコプターの出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。
この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

[応急・復旧]

○ 資料 14 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

	内容・資格・条件等																														
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。																														
制度の対象となる自然災害	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>(2) 支援対象世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 																														
支給条件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費</p> <p>②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費</p> <p>③住居の移転費又は移転のための交通費</p> <p>④住宅を賃借する場合の礼金</p> <p>⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）</p> <p>⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費</p> <p>⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息</p> <p>⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費</p> <p>（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）</p> <p>（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給</p> <p>（注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（年収）≤500万円の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円<（年収）≤700万円の世帯</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>700万円<（年収）≤800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> <td>150万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを構成員に含む世帯</p>		合 計					①～④	⑤～⑧	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収）≤500万円の世帯	300万円	225万円	500万円<（年収）≤700万円の世帯	75万円	150万円	700万円<（年収）≤800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
	合 計																														
		①～④	⑤～⑧																												
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																												
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																												
年収等の要件	支給限度額																														
	複数世帯	単数世帯																													
（年収）≤500万円の世帯	300万円	225万円																													
500万円<（年収）≤700万円の世帯	75万円	150万円																													
700万円<（年収）≤800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																													
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																														

[条例・協定等]

○ 資料 15 上川町防災会議条例

上川町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 17 日

条例第 21 号

改正 昭和 38 年 10 月 28 日条例第 29 号

昭和 51 年 6 月 18 日条例第 24 号

平成 12 年 1 月 26 日条例第 2 号

平成 18 年 6 月 22 日条例第 26 号

平成 20 年 5 月 22 日条例第 20 号

平成 25 年 4 月 1 日条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、上川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上川町地域防災計画を作成及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて上川町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条第 1 項の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定行政機関又は指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
- (2) 北海道の知事の部門の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部門の職員のうちから指名する者

- (5) 教育長
- (6) 消防機関のうちから町長が任命する者
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 委員の定数は、27 人以内とする。

7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月8日から施行する。

附 則（昭和38年10月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年6月18日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年1月26日条例第2号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 上川町水防協議会条例（昭和63年条例第4号）は、廃止する。

附 則（平成18年6月22日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年5月22日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 16 上川町防災会議運用規程

上川町防災会議運営規程

昭和 40 年 4 月 9 日

上川町規程第 6 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日規程第 3 号

平成 21 年 10 月 1 日規程第 8 号

(趣旨)

第 1 条 上川町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）および上川町防災会議条例（昭和 37 年条例第 21 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは防災会議委員（以下「委員」という。）である上川町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して、防災会議の招集を求めることができる。

(議事)

第 4 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。

(委員の異動報告)

第 5 条 上川町防災会議条例第 3 条第 5 項第 1 号、第 2 号および第 7 号が委員の異動等により変更のあつた場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名および異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和 40 年 4 月 9 日より適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規程第 3 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日規程第 8 号）

この規程は、公布の日から施行する。

○ 資料 17 上川町災害対策本部条例

上川町災害対策本部条例

昭和 38 年 10 月 28 日

上川町条例第 28 号

改正 平成 21 年 3 月 16 日条例第 3 号

平成 25 年 4 月 1 日条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、上川町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 16 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 18 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
(1)災害対策本部等の設置状況	(名 称)			
	(設置日時) 月 日 時 分設置			
(2)災害救助法の適用状況	(名 称)			
	(設置日時) 月 日 時 分設置			
(2)災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	
		避難勧告					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況						
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員		名			
		消防職員		名			
		消防団員		名			
		その他(住民等)		名			
	計		名				
その他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在					
災害発生場所											
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名					
	職・氏名					職・氏名					
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分			
項 目		件数等		被害金額(千円)		項 目		件数等		被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川	箇所			
	行方不明	人					道	箇所			
	重傷	人					工事	箇所			
	軽傷	人					砂防設備	箇所			
計	人			地すべり	箇所						
② 住家被害	全壊	棟		急傾斜地	箇所						
		世帯		道路	箇所						
		人		橋梁	箇所						
	半壊	棟		小計	箇所						
		世帯		市町村工事	箇所						
		人		河川	箇所						
	一部破損	棟		道路	箇所						
		世帯		橋梁	箇所						
		人		小計	箇所						
	床上浸水	棟		港湾	箇所						
世帯			漁港	箇所							
人			下水道	箇所							
床下浸水	棟		公園	箇所							
	世帯		崖くずれ	箇所							
	人		計	箇所							
計	棟		⑥ 水産被害	漁船	隻						
	世帯			沈没流出	隻						
	人			破損	隻						
	棟			計	隻						
	世帯			漁港施設	箇所						
	人			共同利用施設	箇所						
	棟			その他施設	箇所						
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	漁具(網)	件						
		その他	棟	水産製品	件						
	半壊	公共建物	棟	その他	件						
		その他	棟	計							
計	公共建物	棟	⑦ 林業被害	林地	箇所						
	その他	棟		治山施設	箇所						
	棟			林道	箇所						
	世帯			林産物	箇所						
	人			その他	箇所						
	棟			小計	箇所						
	世帯			一般	箇所						
	人			林地	箇所						
	棟			治山施設	箇所						
	世帯			林道	箇所						
	人		林産物	箇所							
	棟		その他	箇所							
	世帯		小計	箇所							
	人		計	箇所							
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha							
			浸冠水	ha							
		畑	流失・埋没等	ha							
			浸冠水	ha							
	農作物	田	ha								
		畑	ha								
	農業用施設	箇所									
	共同利用施設	箇所									
	営農施設	箇所									
	畜産被害	箇所									
その他	箇所										
計											

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所
		個 人	箇所			法 人	箇所
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所		被害	計	箇所
		し尿処理	箇所				
	火 葬 場	箇所					
計		箇所					
⑨ 商工 被害	商 業	件		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
	工 業	件			鉄道施設	箇所	
	そ の 他	件			被害船舶(漁船除く)	隻	
		計	件			空 港	箇所
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所			水 道	戸	—
	中 学 校	箇所			電 話	回線	—
	高 校	箇所			電 気	戸	—
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸	—
	計	箇所			ブロック塀等	箇所	—
					都市施設	箇所	
				被 害 総 額			
公共施設被害市町村数	団体			火災	建 物	件	
り災世帯数	世帯			発生	危 険 物	件	
り災者数	人				そ の 他	件	
消防職員出動延人数	人			消防団員出動延人数	人		
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名							
補足資料（※別葉で報告）							
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 							

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名						平成 年 月 日 時現在			
総合振興局又は振興局									
項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木	道 工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全壊	棟			市町村 工事	道 路	道路	箇所	
		世帯					橋梁	箇所	
		人					小計	箇所	
	半壊	棟				小計	河川	箇所	
		世帯					道路	箇所	
		人		橋梁	箇所				
	一部破損	棟		計	港湾	箇所			
		世帯			漁港	箇所			
		人			下水道	箇所			
	床上浸水	棟			害	公園	箇所		
世帯		崖くずれ	箇所						
人		計	箇所						
床下浸水		棟	⑥ 水			漁船	沈没流出	隻	
		世帯				破損	隻		
	人	計		隻					
計	棟		漁港施設	箇所					
	世帯		共同利用施設	箇所					
	人		その他施設	箇所					
③ 非住家被害	全壊	公共建物		産 被 害	漁具(網)	件			
		その他			水産製品	件			
	半壊	公共建物			その他	件			
		その他			計				
	計	公共建物							
	その他								
④ 農業被害	農地	田	流出・埋設	⑦ 林 業 被 害	道 有 林	林地	箇所		
			冠水			治山施設	箇所		
		畑	流出・埋設			林地	箇所		
			冠水			林産物	箇所		
	農作物	田	ha		その他	箇所			
		畑	ha		小計	箇所			
	農業用施設	箇所			業 被 害	林地	箇所		
		共同利用施設				治山施設	箇所		
		営農施設				林地	箇所		
		畜産被害				林産物	箇所		
		その他				その他	箇所		
						小計	箇所		
						計	箇所		
計									

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病 院	箇所		⑫社会福 祉施設等 被害	公 立	箇所	
	個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃施設	箇所		計	箇所		
	一般廃棄物処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
	し尿処理	箇所			鉄道施設	箇所	
火 葬 場	箇所		被害船舶(漁船除く)		隻		
計	箇所		空 港		箇所		
計	箇所		水 道		戸	—	
⑨ 商工 被害	商 業	件		電 話	回線	—	
	工 業	件		電 気	戸	—	
	そ の 他	件		ガ ス	戸	—	
	計	件		ブロック塀等	箇所	—	
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所		都市施設	箇所		
	中 学 校	箇所		被 害 総 額			
	高 校	箇所		火災	建 物	件	
	その他文教施設	箇所		発生	危 険 物	件	
	計	箇所			そ の 他	件	
公共施設被害市町村数	団体		消防団員出動延人数	人			
り災世帯数	世帯						
り災者数	人						
消防職員出動延人数	人						
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名							
補足資料（※別葉で報告） <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因） → 個人情報につき取扱い注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 							

別表 4

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	住家以外以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判 断 基 準	
⑤ 土 木 被 害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○ 資料 19 北海道災害対策現地合同本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策現地合同本部（以下「現地合同本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携し行うことが必要なときに設置するものとする。

- 2 現地合同本部設置された場合は、知事は、防災関係機関の長に対し、本部員の派遣を要請するものとする。
- 3 派遣要請を受けた防災機関の長は、当該機関の役員及び職員のうちから本部員を指名し、現地合同本部に常駐させるものとする。
- 4 災害状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部（以下、現地合同本部という。）を設置することができるものとする。
- 5 現地合同本部及び地方現地合同本部（以下、現地本部等という。）には、必要に応じて班を置くことができるものとする。

(任務)

第3条 現地合同本部等は、次に掲げる事項を相互に協議し、処理するものとする。

- (1) 災害に関する情報収集に関すること。
- (2) 災害対策の連絡、調整及び実施に関すること。
- (3) 被災者の救助・救出方法に係る検討、調整及び実施に関すること。
- (4) 被災者の応急措置及び被災者家族等のケアの調整に関すること。
- (5) 災害に関する広報及び関係者に対する状況説明の調整に関すること。
- (6) その他必要な事項について調整を図ること。

(現地合同本部の組織)

第4条 現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

- 2 現地合同本部の本部長は、北海道の職員の内から知事が指名する職員をもって充てる。
- 3 副本部長及び班長は、本部長が北海道防災会議構成機関との速やかに調整の上、本部員の内から指名する者をもって充てる。
- 4 本部員は、知事が北海道の職員のうちから指名したもの及び防砂関係機関の長が該当機関の役員及び職員のうちから指名したものをもって充てる。

(地方現地合同本部の組織)

第5条 地方現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

- 2 地方現地合同本部の本部長は、災害地域を所管する支庁の職員のうちから、知事が指名する

職員をもって充てる。

3 副本部長及び班長は、本部長が支庁地域災害対策連絡協議会構成機関と速やかに調整の上、本文のうちから指名するものをもって充てる。

4 本部員は、該当地域の支庁長（地方部局長）が指名した職員及び防災関係機関の長が指名した当該地域を所管する出先期間等の役員及び職員をもって充てる。

（情報伝達系統等）

第6条 現地合同本部等の設置に関する情報伝達系統及び現地合同本部等の業部分担は、別紙のとおりとする。

（非常災害現地対策本部との連携）

第7条 国の非常災害現地対策本部が設置された際は、これと連携し、一体的に活動するものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、現地合同本部の運営等に関し必要な事項は別に定める。

現地合同本部等の業務分担（別紙）

班	担当	内容	主な担当機関
総務班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	北海道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整（応援・協力の要請）	北海道、市町村、気象台
住民対応班		被災家族への対応等	北海道、市町村、施設管理者
広報班		報道対応、住民への情報提供	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医療班	応急措置対応	被災者のトリアージ、応急処置等	北海道、消防、医師会、日赤
	健康管理対応	被災者家族の健康管理・対応等	北海道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 （自衛隊、海上～派遣があった場合）
警備班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者 （自衛隊、海上～派遣があった場合）

※施設管理者は、事故災害の場合のみ

○ 資料 20 北海道災害危険区域現地調査実施要領

1 目的

総合振興局又は振興局協議会は、この要領に基づき現地調査を通じ、災害危険区域の把握を行い災害を未然に防止することを目的とする。

2 調査の方法

総合振興局又は振興局協議会は、市町村防災会議の協力を得て、別に定める調査基準に従い災害危険区域を調査し、把握するものとする。

3 調査対象区域

(1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予測され、警戒を要する区域

(2) 高波・高潮・津波等危険区域

海岸地域で。高波・高潮・津波等により災害が予測され、警戒を要する区域

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予測される区域

(4) 地すべり・崖崩れ等危険地域

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

(5) 土石流危険溪流

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地滑り等により災害が予想され、警戒を要する区域

(6) 土石流危険溪流

降雨、地質等が原因で、土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

4 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

(1) 危険区域の現況

(2) 予想される被害の規模

(3) 法律等における指定状況との関連

(4) 防災関係機関における整備計画

5 調査実施の期間

調査は、融雪出水期前、台風来襲期、その他異常な自然現象、題意規模災害発生のおそれのある時期等において、防災上必要と認められる場合に行う。

6 調査結果の取り扱い

(1) 総合振興局又は振興局協議会は、現地調査完了後すみやかに道防災会議会長に報告するものとする。

(2) 市町村防災会議は、災害危険区域を市町村地域防災計画に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。

(3) 防災関係機関は、治山治水計画、災害発生防止計画、その他必要とする事業計画の実施について配慮するものとする。

○ 資料 21 北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道支店、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告

9時 13時 17時

- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある警報、注意報並びに情報等を連絡部に通報する。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、12月20日から翌年4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、開始日及び終了日を変更することがある。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。

なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第 1 種	1,000 台/日以上	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 異常降雪等においては、極力 2 車線確保を図る。
第 2 種	300 台/日以上 1,000 台/日未満	2 車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力 1 車線以上の確保を図る。
第 3 種	300 台/日未満	2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては 1 車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察本部は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道支店

東日本電信電話株式会社北海道支店は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれ発生予防箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれ発生予想箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれ発生予防箇所への巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

- (1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。
- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

- (1) 北海道は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。
なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。
- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。
- (3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は東日本高速道路(株)北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議の上、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道支店

東日本電信電話株式会社北海道支店は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示が出来ないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の措置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局・振興局協議会の体制

総合振興局・振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するも

のとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1)食料の供給対策
 - (2)医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分な配慮をすること。

○ 資料 22 北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道支店、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社北海道支店、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、3月15日から4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、終了日を変更することがある。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署

に通報するものとする。また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

- (3) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。
- (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。
- (3) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。
- (3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要ながけ崩れ及び地すべり等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道支店及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

- (1) 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

- (2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

- (1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 北海道警察本部は、融雪、なだれ、がけ崩れ及び地すべり等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局・振興局地域災害対策連絡協議会の体制

総合振興局・振興局地域災害対策連絡協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

○ 資料 23 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応

援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事

札幌市長

○ 資料 24 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （2）被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- （3）避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- （4）避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- （5）被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- （1）第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- （2）第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請

(3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

平成 9 年 11 月 5 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする

平成 20 年 6 月 10 日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

別 表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
石 狩 支 庁	石 狩 支 庁 管 内 の 市 町 村
渡 島 支 庁	渡 島 支 庁 管 内 の 市 町
檜 山 支 庁	檜 山 支 庁 管 内 の 町
後 志 支 庁	後 志 支 庁 管 内 の 市 町 村
空 知 支 庁	空 知 支 庁 管 内 の 市 町
上 川 支 庁	上 川 支 庁 管 内 の 市 町 村
留 萌 支 庁	留 萌 支 庁 管 内 の 市 町 村
宗 谷 支 庁	宗 谷 支 庁 管 内 の 市 町 村
網 走 支 庁	網 走 支 庁 管 内 の 市 町 村
胆 振 支 庁	胆 振 支 庁 管 内 の 市 町
日 高 支 庁	日 高 支 庁 管 内 の 町
十 勝 支 庁	十 勝 支 庁 管 内 の 市 町 村
釧 路 支 庁	釧 路 支 庁 管 内 の 市 町 村
根 室 支 庁	根 室 支 庁 管 内 の 市 町

○ 資料 25 災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（「丙」）の長から協定締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内でそうと規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 74 条の 3 の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑且つ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定で「相当規模の災害」とは、次の各号掲げる災害を言う。

- （1）法第 24 条第 1 稿に規定する非常災害対策本部又は放題 28 号の 2 に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- （2）災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害
- （3）乙に法第 23 条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（災害情報の収集・伝達）

第 3 条 相当規模に災害が発生した場合には、甲、乙及び丙相互に連携し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第 4 条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- （1）避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- （2）災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- （3）有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別作業
- （4）り災証明書申請受付及び発行に関する業務
- （5）り災建物判定にかかる現地調査補助
- （6）その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第 5 条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第 4 条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対して電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

2 丙からの要請については、乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第6条 甲は、乙若しくは批正市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要が見あるとを行うとともに、該当情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第5条第1項の規定尾による要請があったものとみなす。

(費用負担)

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

(その他)

第9条 この競艇に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附則

1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。

2 この協定の締結を賞するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保有し、丁は丙に対し、その写しを公布するものとする。

平成26年3月28日

甲 財務省北海道財務局
北海道財務局長

乙 北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

丁
北海道村長会
北海道村長会長

○ 資料 26 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1

要請を除く。)

ウ 第3要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

- 2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
 - (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
 - (3) 車両及び機械器具の修理費
 - (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
 - 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
 - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月25日締結)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

別 表

地域	構成市町等
道 西 地 域	函館市、森町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

○ 資料 27 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、上川町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
- (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成22年5月31日

甲 北海道開発局長

乙 上川町長

「かみかわの絆19」

～上川管内町村広域防災に関する決議～

鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村・和寒町・剣淵町・下川町・美深町・音威子府村・中川町・幌加内町（以下「提携町村」という。）は、防災に関して次のとおり決議する。

（目的）

第1条 この決議は、平常時及び災害時における防災に関して国、道、市と連携を図るとともに、提携町村が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減を図り、もって提携町村住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第2条 提携町村は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施若しくは相互協力を努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他各提携町村が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供並びに共同研究等
- (2) 各提携町村が実施する防災訓練への協力参加
- (3) 情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
- (4) 提携町村の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する係事の共同開催
- (5) 被災時事務の共通化の推進並びに災害時医療体制その他広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- (6) 備蓄物品、資材等に関する情報交換、共同購入等
- (7) その他この決議の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互協力）

第3条 提携町村において災害が発生し、災害を受けた町村（以下「被災町村」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携町村が加入する「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」その他の災害応援協定に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携町村に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された町村（以下「応援町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 物資等供給拠点及びボランティア活動などの支援
- (7) 被災地における行政事務の支援
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援要請手続)

第5条 被災町村が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第9条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 応援のため派遣された職員は、原則として被災町村の町長又は村長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号から第3号及び第5号から第7号に掲げる応援の経費については、原則として被災町村の負担とする。
- (2) 第4条第4号に掲げる応援の経費については、応援町村の負担とする。
- (3) 第4条第8号に掲げる応援の経費については、要請の内容及びその都度協議する。

(応援の自主行動)

第8条 災害が発生し、被災町村との連絡が取れない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする町村が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行なうとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、原則として応援町村の負担とし、その他の経費については、前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第9条 提携町村は、この決議に基づき相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

3 この決議の目的を達成するため、連絡担当部局の会議を開催する。

(決議の効力)

第10条 各提携町村は、この決議のほか民間企業等と防災に関する協力の提携をする際には、他の提携町村に効力が及ぶよう当該民間企業等に働きかけるものとする。

2 前項の場合において、協定を締結した場合は、各提携町村への情報提供に努める。


(その他)

第11条 この決議の実行に関して必要な事項及びこの決議に定めのない事項は、提携町村が協議して定めるものとする。


この決議を証するため本書19通を作成し、各町村の町長及び村長の職印を押印の上、各1通を保有する。

平成26年 2月14日


鷹栖町長 谷 寿 男 

東神楽町長 山 本 道 

当麻町長 菊 川 健 一 

比布町長 伊 藤 喜代志 


愛別町長 前 佛 秀 幸 

上川町長 佐 藤 芳 治 

東川町長 松 岡 市 郎 

美瑛町長 浜 田 哲 

上富良野町長 向 山 富 夫 

中富良野町長 木 佐 剛 三 

南富良野町長

池 部



占冠村長

中 村



和寒町長

奥 山



剣淵町長

早 坂 純



下川町長

安 斎



美深町長

山 口 信



音威子府村長

佐 近



中川町長

川 口 精 雄



幌加内町長

守 田 秀 生



「かみかわの絆19」～上川管内町村広域防災に関する決議～実施細目

(主 旨)

第1条 この実施細目は、「かみかわの絆19」～上川管内町村広域防災に関する決議～（以下「決議」という。）第11条の規定に基づき、決議の実行に必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の公務災害等)

第2条 決議第4条第4号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。ただし、派遣場所において応急手当をした場合の経費については被災町村の負担とする。

(損害賠償責任)

第3条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災町村がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの及び被災町村への往復の途中において生じたものについては応援町村が賠償責任を負う。

(経費の負担方法)

第4条 決議第7条第1号の規定により、被災町村が負担すべき経費については、応援町村が一時繰替支弁するものとする。ただし、あっ旋した物質、資機材及び車両等の経費についてはこの限りではない。

2 応援町村は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災町村に請求する。

(1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

(2) 携行又は貸与した車両、機械器具、及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く）

3 前項に定める請求は、応援町村の町長及び村長名による請求書により、関係書類を添付して、被災町村の町長及び村長に請求する。

4 前2項の規定により難しいときは、応援町村及び被災町村が協議して定める。

(応援職員の身分表示等)

第5条 応援職員は、応援町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食糧等を携行するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 決議第9条第1項に規定する連絡担当部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話番号（勤務時間外の場合も含む）を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

(事務局)

第7条 決議第2条及び第11条に規定する事業並びに事務に関する事務局は、上川町村会事務局に置く。

○資料 29 災害等の発生時における上川町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

災害等の発生時における上川町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

上川町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、上川町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPGガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPGガスの供給及び供給に必要な搬送機器の設置工事
- (4) LPGガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPGガス設備の除去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書で提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する上川町災害対策本部会議、上川町国民保護対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。
2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（損害の負担）

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（防災意識の向上等）

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPGガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定める事項に異議が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持續するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年 7 月 20 日

甲 上川郡上川町南町180番地

上川町

上川町長 佐藤 芳信



乙 旭川市水山3条18丁目1-11

北海道エルピーガス災害対策協議会

現地本部長 八田 光永



協 定 書

災害等の発生時における上川町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

○ 資料 30 災害発生時における上川町と上川町内郵便局の協力に関する協定

災害発生時における上川町と上川町内郵便局の協力に関する協定

上川郡上川町（以下「甲」という。）と上川町内郵便局（以下「乙」という。）は、上川町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、上川町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 上川町企画総務課長
- 乙 上川郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月6日

甲 北海道上川郡上川町南町180番地
上川町
代表 上川町長

佐藤 芳治



乙 北海道上川郡上川町北町515番地
上川郵便局
層雲峡郵便局
代表 日本郵便株式会社 北海道支社長 佐藤 恭市

佐藤 恭市



[様 式]

○ 別記第 1 号様式 公用令書等 (別表 第 1 号様式～第 6 号様式)

別表 第 1 号様式

従 事 第 号	公 用 令 書	
	住 所	
	氏 名	
災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり		従事 協力を命ずる。
年 月 日	処分権者	印
従事すべき業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間		
出頭すべき日時		
出頭すべき場所		
備 考		

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。